

## II EU 共通農業政策（CAP）に関する調査

※本項では、特に断らない限り有識者からの聞き取りによる記述である。

### II-1. 2013年CAPと2021年CAPの相違点

#### (1) CAPの動向

##### ① 2021年CAPの概況

2019年、フォン・デア・ライエン委員長率いる現欧州委員会は、持続可能なEU経済の実現に向けた成長戦略「欧州グリーン・ディール」を発表した。さらに、2020年5月には欧州グリーン・ディールの一環として、サプライチェーンの上流から下流までを含む持続可能な食料システムを目指すF2F戦略を発表した。同日、2030年までに自然保護と生態系破壊からの回復を実現するための包括的かつ長期間の目標として、生物多様性戦略を発表している。このように、欧州が国際的に農政の環境配慮や気候変動対応を先導していく中、EU加盟国が実施する農業政策の大枠を定める共通農業政策（Common Agriculture Policy、以下「CAP」）も大きな見直しが行われている。実際、2023年1月1日から施行された、2021年CAP（2023～2027年）では、欧州グリーン・ディール及びF2F戦略の目標の実現への貢献が明示的に求められている。

具体的には、各加盟国は新たに設置された義務的要件であるコンディショナリティや任意的要件であるエコスキーム等を基に、欧州グリーン・ディールとF2F戦略の野心的な目標に沿った国ごとのCAP戦略計画を策定が義務付けられている。実際にCAP戦略計画規則（2021/2115）の前文では、各加盟国が策定するCAP戦略計画が貢献すべき目標としてF2F戦略が参照されており、F2F戦略の目標とCAP戦略計画は連動していることが窺える。なお、主要国（フランス、ドイツ及びポーランド）のCAP戦略計画の動向については、II-2以降で詳説する。

F2F戦略の政策課題は、大きく分けて①食料生産の持続可能性、②食料安全保障、③加工・流通・食品サービスの持続可能性、④持続可能な消費と食生活、⑤食品廃棄の削減、⑥食品偽装との闘い、に整理される。本事業では、農業に直接的な関わりの深い①に主眼を置き、農薬、肥料、抗微生物薬の使用抑制、及び有機農業の拡大に関する動向に着目することとする。

なお、これらの政策課題の中でも、コンディショナリティに関する議論では、2022年6月に発表された「持続可能な農薬使用に関する新しい規則案（Sustainable use of pesticide regulation：SUR）」が特に重要である。当該規則案は、F2F戦略における農薬削減目標の法制化、すなわち農薬使用量半減のための法律である。これは、2021年CAPの条文には変更を加えず、規則によって農薬使用を規制することによりCAPの環境要件を強化する内容であるため、農業者を中心に大変関心が高く、今後もその動向は注視する必要がある。F2F戦略における農薬規制に係る動向については、III-1以降で詳説する。

2021年CAP改革のこれまでの経緯及び今後のスケジュールは次表のとおり。

表 II-1-1 CAP改革のスケジュール

2018年6月	欧州委員会がCAP改革のための法案を提示
2020年11月	欧州議会、EU理事会、欧州委員会による三者協議を実施
2021年6月	三者協議を経てCAP改革に関する暫定的な政治合意が成立
2021年12月	CAPの正式採択。2021年12月31日までに各加盟国はCAP戦略計画を提出予定
2022年12月	各加盟国はCAP戦略計画を提出し、欧州委員会は6か月以内に評価・承認
2023年1月	CAP戦略計画の実施を開始
2023年12月	欧州委員会は、欧州グリーン・ディールの目標達成に向けた取り組みに焦点を当て、CAP戦略計画の共同の取り組みを評価する報告書を提出
2024年	各加盟国は年次実績（performance）報告書を提出し、欧州委員会と年次レビュー会合を開催
2025年	欧州委員会は、各加盟国のCAP戦略計画の第1回目の実績（performance）レビューを実施し、必要に応じて加盟国に具体的なフォローアップ措置を要請
2026年	新CAPの実績（performance）を評価する中間評価を実施
2027年	欧州委員会は、各加盟国のCAP戦略計画の第2回目の実績（performance）レビューを実施

（出所）欧州委員会ウェブサイトよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

## ② コンディショナリティの設置

2021年6月、欧州委員会が2018年に提出したCAP改革法制案に対し、理事会と欧州議会は暫定的な政治合意に達した。本合意では、EUの農業・食料部門の強靱性が試されたCOVID-19危機の後、気候変動、生物多様性、天然資源の管理に関連する課題の顕在化を背景に、2023-2027年の2021年CAPに大きな期待が寄せられている。また、CAPはEUにおける環境、経済、社会の持続可能性のための広範な戦略である欧州グリーン・ディールの目標達成に貢献するための不可欠なツールと位置付けられている。

したがって、2021年CAPでは、これまで以上に環境面においてより高い目標を設定した所得支援の配分や公平性に関する農業部門や農村地域の特定のニーズに対処しなければならない。欧州委員会及び各加盟国は、2023年の2021年CAP実施に向け、野心的なCAP戦略計画を作成し、欧州グリーン・ディールの目的と目標に向けて取り組むことで、EUにより環境に優しく（Greener）、より公平な（Fairer）CAPの実施を目指している。

環境要件に関しては、2013年CAPの義務的要件はクロスコンプライアンスとグリーンング3要件から構成されていたが、2021年CAPではそれがより強化され、直接支払い全般の義務的要件である「コンディショナリティ」に統合される。また、2013年CAPのグリーンング支払いはより高度な任意条件である「エコスキーム」に置き換えられる。2013年CAPと2021年CAPの環境要件に関する比較は下図のとおり。

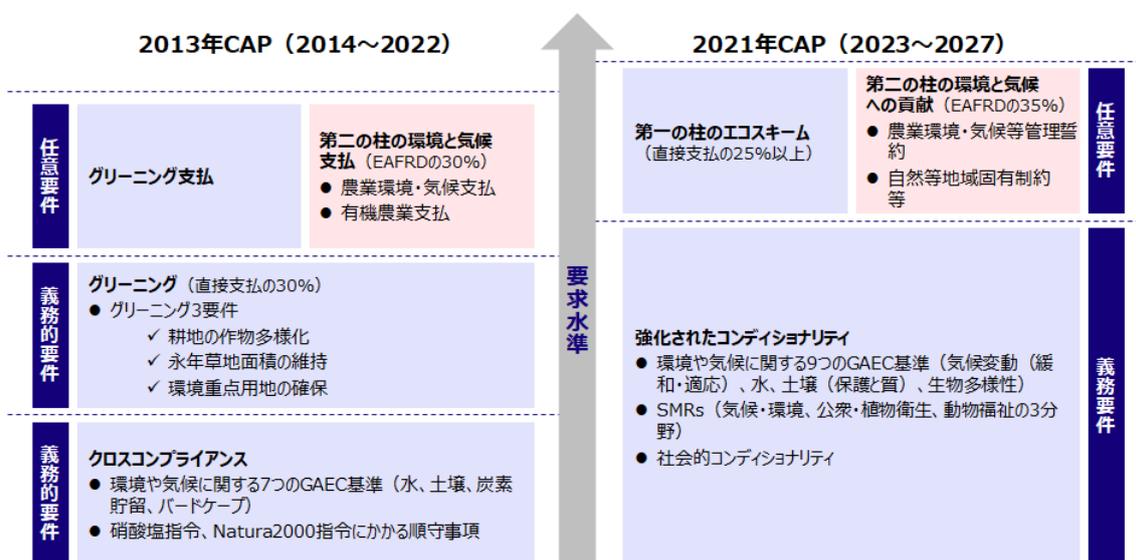


図 II-1-1 グリーン・アーキテクチャに関する2013年CAP及び2021年CAPの比較

(出所)CAP 戦略計画規則附属書 III、平澤 (2021<sup>1</sup>、2022<sup>2</sup>)及び DG AGRI 提供資料よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

<sup>1</sup> 平澤明彦 (2021)、「欧州グリーンディールは共通農業政策 (CAP) を変えるか」、『農業経済研究』2021年度日本農業経済学会報告 IV、第93巻第2号、pp.172-184、2021年12月

<sup>2</sup> 平澤明彦 (2022)、「EUの2021年CAP改革にみるファームトゥフォーク戦略への対応」、『農林金融』2022年02月号第75巻第2号通巻912号、pp.2-23、2022年2月

コンディショナリティは 2013 年 CAP の要素を含みつつ、さらに強化された内容となり、コンディショナリティを満たさない場合は行政罰の対象となる。

2013 年 CAP では、クロスコンプライアンスとして①農地の保全に関する最低条件である「良好な農業・環境条件 (GAEC)」、②遵守すべき EU 法を定める「法定管理要件 (SMRs)」が受給要件とされてきた。2021 年 CAP では、GAEC にグリーンング 3 要件が加わる。遵守すべき EU 法から畜産識別登録規則がなくなる等、一部変更となる。また、第三の要件として③労働者の保護に関する EU 法遵守を求める「社会的コンディショナリティ」が追加される予定である。

### **新たな要素の追加**

新しいコンディショナリティでは、現行では埋められなかった要素、例えば、主要な炭素吸収源である湿地と泥炭地を保護する新たな義務（遅くとも 2025 年までに導入）、水に関する枠組み指令、農薬の持続可能な使用に関する指令の関連要素を CAP 戦略計画に含めることが要求される。

### **既存要件の強化**

欧州委員会によると、既存の要件を改善することは、持続可能性をさらに高めることに繋がるとして、例えば、長期的な土壌の健全性を改善するため、原則として農家は有益な輪作を行うことが求められる。作物の多様化（2013 年 CAP の義務）は、作物の輪作と同じような土壌の健全性に対する便益を有していないが、代替として許容される。なお、このオプションを CAP 戦略計画に含む場合、加盟国は作物の多様化が明らかに土壌ポテンシャルの保全に役立つことを実証しなければならない。

なお、作物の多様化に関しては、耕地が 10ha 以下の小規模農地や、永年草地の割合が大きい農場は適用除外とされ、有機農業者は自動的に義務を満たすものとみなされる。このような免除を考慮すると、輪作や多様化の義務は EU の耕地の推定 86% に適用される。

さらに、GAEC8 において、農業者は原則として耕地の 4% 以上に休耕地を含む非生産的用地に割り当てることにより、生物多様性への貢献を増大させることとしている。これは、グリーンング要件の環境重点用地を継承するものだが、窒素固定作物や間作には制限が課されており、生物多様性にもたらす価値は限定的とみなされる<sup>2</sup>。例えば、農業者がエコスキームを通じて耕地の 7% 以上を非生産的用地に充てる際、農作物又は窒素固定作物（いずれも植物保護製品 (PPP) 又は非施肥で栽培されているもの）を栽培するために大規模な追加的土地を投入すれば GAEC の要件は 3% に減ずる。

なお、休耕地に関するルールも小規模な農地保有者（10ha 以下）や、永年草地の割合が大きい農場については免除される。この免除を考慮に入れると、土地の一部を非生産的用地に割り当てる義務は、EU の耕地の 85% に適用されると推定される。

## **社会的コンディショナリティ**

所得支持と農村振興を受けることによって、EU法で謳われているような農業従事者の基本的な社会的・労働的権利の尊重につながる事となるのはCAP史上初の試みである。社会的コンディショナリティとしては、以下の要素が想定されている。

### ① 透明で予測可能な雇用条件

労働時間にかかわらず、農場労働者は雇用条件を文書で知らされなければならない。

(例: 労働作業の場所及び種類、雇用の開始及び(該当する場合には)雇用の終了、任意の試用期間、有給休暇、通知期間、報酬、作業パターン/スケジュール、社会保障(透明で予測可能な労働条件に関する指令に基づく)。

### ② 農場の安全性及び健康

雇用者は、農業機械及び設備、防護服及び設備又は危険物質に関して農場労働者の安全及び保護を確保しなければならない(職業上の安全及び健康に関する指令)。

違反者への罰則としては、EUの労働基準を尊重しない雇用主への補助金の減額又は除外によって行政的な制裁を科すことを加盟国に義務付ける。なお、制裁に当たっては、違反の重大性、程度、継続性又は再発性や意図性が考慮される。

こうした社会的コンディショナリティのアプローチは、2023年に任意で開始することが可能であるが、2025年1月1日以降は、すべての加盟国において義務化される。オーストリア、フランス、イタリア、ドイツは2023年に社会的コンディショナリティを導入することを検討している。

欧州委員会は、2027年までに同メカニズムの機能と範囲を検討し、2025年までに労働者の自由な移動に関する規定の実現可能性を評価することとしている。

なお、これらの義務や権利に関する助言は、農業アドバイザー制度(farm advisory system)を通じて提供される。また、果物、野菜、ホップ、オリーブ油、テーブルオリーブ等の部門では、部門別では初めてとなる雇用条件を改善するための介入が行われる可能性がある。

社会的コンディショナリティは、農業従事者にとって安定的な雇用体系や契約を保障する大きな成果であるが、効果的で抑止力のある制裁を伴わなければ、実用性と有効性を欠くリスクがある。欧州食品・農業・観光関係労連(EFFAT)は欧州委員会に対し、制裁は国家レベルで決定されなければならないが、欧州全体で調整の上、制裁システムを開発し、より広範な調和を達成するために、利害関係者や加盟国と協力するよう提言している。

表 II-1-2 2021年CAPと2013年CAPの良好な農業・環境条件（GAEC）の比較

2013年CAP(No 1306/2013(横断的規則))		2021年CAP(Regulation (EU) 2021/2115(戦略計画規則))		
分野	要件	分野	要件	主目的
気候変動 (緩和・適応)	旧グリーンング要件 (永年草地面積の減少5%以内)	気候変動 (緩和・適応)	GAEC 1 農地に占める永年草地の割合(国・地域・サブ地域・経営集団・経営のいずれか)に基づく永年草地の維持(2018年比減少5%以内)	炭素貯蔵を保全するために、他の農業用途への転換回避に向けたセーフガード
			GAEC 2 湿地と泥炭地の保護	土壌炭素が多い土地の保護
生物多様性	GAEC 6 耕地の切り株焼却禁止(植物衛生上の理由によるものを除く)		GAEC 3 耕地の切り株焼却禁止(植物衛生上の理由によるものを除く)	土壌有機物の維持
水	GAEC 1 水路沿いに緩衝帯を設定	水	GAEC 4 水路沿いに緩衝帯を設定	河川の汚染・流出防止
	GAEC 2 灌漑用の水の使用が認可の対象となる場合、			農場養分持続性ツールの使用
土壌 (保護と質)	GAEC 3 汚染に対する地下水の保護(地下水への直接排出の禁止、並びに地上への排出及び危険物質の土壌への浸透による地下水の完成汚染を防止するための措置)	土壌 (保護と質)		
	GAEC 5 浸食を防ぐための最低限の土地管理(土地固有の状況を考慮)		GAEC 5 土壌の劣化リスクを減じる耕起管理(傾斜の考慮等)	浸食を防ぐための最低限の土地管理
	GAEC 4 最低限の土壌被覆		GAEC 6 最も繊細な時期の大部分において土壌を露出させない最低限の土壌被覆	最も繊細な時期の土壌保護
	旧グリーンング要件(作物の多様化)		GAEC 7 耕地における輪作(水面下で生育する作物を除く)	土壌水分量の保護
生物多様性	GAEC 7 ・非生産的特性及び用地の保護 ・景観的特性の保存 ・鳥類の繁殖・子育て期における生垣と樹木の伐採禁止 ・侵入植物種を避ける措置(任意)	生物多様性	GAEC 8 ・非生産的用地または特性(休耕含む)に充てる耕地の最低限度割合4% ・農業者が耕作可能地の少なくとも7%を非生産的用地または特性(休耕地含む)に充てる場合(第31条(6)のエコスキーム)、限度割合は3% ・農地の耕作地の少なくとも7%において、植物保護製剤(PPP)を使用せずに間作物または窒素固定作物を栽培する場合、3%は休耕地または非生産的用地とする(間作物の加重係数0.3) ・景観的特性の保存 ・鳥の繁殖・子育て期における生垣と樹木の伐採禁止 ・侵入植物種を避ける措置(任意)	農地の生物多様性維持
	旧グリーンング要件(環境重点用地の確保)			
	旧グリーンング要件 (Natura 2000指定区域(自然保護区)内における環境上重要な永年草地の転換・耕起の禁止)		GAEC 9 Natura 2000指定区域(自然保護区)内における環境上重要な永年草地の転換・耕起の禁止	生息地と種の保存

(出所)CAP 戦略計画規則附属書 III、平澤(2022)<sup>2</sup>及び欧州委員会ウェブサイトよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

表 II-1-3 2021年CAPと2013年CAPの法定遵守要件(SMRs)の比較

No 1306/2013 (横断的規則)

Regulation (EU) 2021/2115(戦略計画規則)

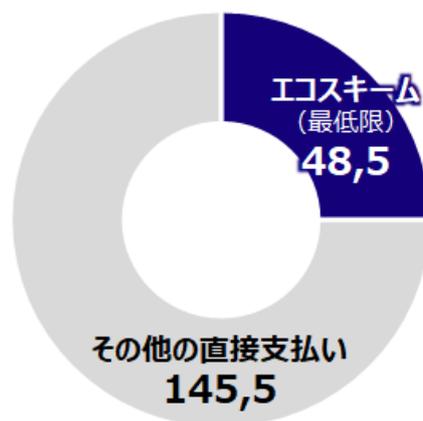
分野		対象法制	分野		対象法制	
気候変動			気候・環境	水	SMR 1	水枠組指令(2000/60/EC)第11条3項(e)(h) リン酸塩による汚染の拡散源を管理するための義務的要件の考慮
	SMR 1	硝酸塩指令(91/676/EEC)第4条、第5条 農業由来の硝酸塩による汚染に対する水の保護			SMR 2	硝酸塩指令(91/676/EEC)第4条、第5条 農業由来の硝酸塩による汚染に対する水の保護
	SMR 2	野鳥指令(2009/147/EC)第3条1項、2項(b)、第4条1項、2項、4項 野鳥の保護		生物多様性と景観 (保護と質)	SMR 3	野鳥指令(2009/147/EC)第3条1項、2項(b)、第4条1項、2項、4項 野鳥の保護
	SMR 3	生息地指令(92/43/EEC)第6条1項、2項 自然の生息地と野生動植物の保護			SMR 4	生息地指令(92/43/EEC)第6条1項、2項 自然の生息地と野生動植物の保護
公衆衛生・動物衛生・植物衛生	SMR 4	一般食品法規則((EC)No 178/2002)第14条、第15条、第17条1項(3)、第18条、第19条、第20条	公衆衛生・植物衛生	食品安全性	SMR 5	一般食品法規則((EC)No 178/2002)第14条、第15条、第17条1項(3)、第18条、第19条、第20条 食品法の一般原則と要件を食品安全の問題に関する手順を制定
	SMR 5	ホルモン作用又は抗甲状腺作用を有する物質、及びβ作動薬の畜産における使用の禁止に関する指令(96/22/EC)第3条(a)(b)(d)(e)、第4条、第5条、第7条			SMR 6	ホルモン作用又は抗甲状腺作用を有する物質、及びβ作動薬の畜産における使用の禁止に関する指令(96/22/EC)第3条(a)(b)(d)(e)、第4条、第5条、第7条
	SMR 6	豚識別登録指令(2008/71/EC)		動物の個体識別と登録		豚識別登録指令(2008/71/EC)
	SMR 7	牛識別登録指令(No 1760/2000)				牛識別登録指令(No 1760/2000)
	SMR 8	羊・山羊識別登録規則((EC) No 21/2004)第3条、第4条、第5条				羊・山羊識別登録規則((EC) No 21/2004)第3条、第4条、第5条
SMR 9	伝染性海綿状脳症規則((EC) No 999/2001)第7条、第11条、第12条、第13条、第15条	動物疾病			伝染性海綿状脳症規則((EC) No 999/2001)第7条、第11条、第12条、第13条、第15条	
				伝染性動物疾病規則(動物衛生法)((EU) 2016/429)第18条1項 口蹄疫、豚水疱病、青舌病に限定。		
動物福祉	SMR 10	食品用防除資材の販売にかかる規則((EC) No 1107/2009)第55条、1~2文目	植物用防除資材	SMR 7	食品用防除資材の販売にかかる規則((EC) No 1107/2009)第55条、1~2文目	
				SMR 8	農業持続可能使用指令(2009/128/EC)第5条2項、第8条1~5項、第12条、第13条1項、3項 ・水枠組指令とNatura 2000のに規定された保護地域における農業の使用制限 ・農業の取扱い及び保存、並びに残留農業の処理	
	SMR 11	仔牛保護最低基準指令(2008/119/EC)第3条、第4条	動物福祉	SMR 9	仔牛保護最低基準指令(2008/119/EC)第3条、第4条	
	SMR 12	豚保護最低基準指令(2008/120/EC)第3条、第4条		SMR 10	豚保護最低基準指令(2008/120/EC)第3条、第4条	
	SMR 13	農業用動物保護指令(98/58/EC)第4条		SMR 11	農業用動物保護指令(98/58/EC)第4条	

(出所)CAP 戦略計画規則附属書 III、平澤(2022)<sup>2</sup>よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

### ③ エコスキームの設置

2021年CAPでは、2013年CAPのグリーンング支払いの要件までが、基礎的所得支持の要件となる。基礎的所得支持の要件を超える環境面の取り組みに対する支援策として第一の柱に導入されるのが、エコスキームである。これは、更なる気候変動・環境対策に係る取り組みを行う農業者に対する上乘せ支援である。各加盟国は、エコスキームに直接支払いの予算の25%以上を計上しなければならない。なお、エコスキームの取扱いをめぐり、EU理事会の議論は紛糾したが、最終的に最初の2年間（2023～2024年）を「習熟期」（試行期間）とすることで、2020年10月に暫定合意している。習熟期間中、加盟国は、農家によるエコスキームへの取組度が低い場合、2027年末までに不足分を補うことを条件として、予算の支出が25%未満となることも許容される。

エコスキーム及びその他直接支払いの支出  
(2023-2027年) (10億ユーロ)



※2023年-2027年の直接支払予算の25%が  
エコスキームに使われると仮定した場合

図 II-1-2 2021年CAPにおけるエコスキーム及び直接支払いの支出割合

(出所)欧州委員会ウェブサイトよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

エコスキームでは、任意要件として第二の柱における特定の種類の支払いと同様に、コンディショナリティやその他の関連する義務を超えた自発的な農業活動を幅広く支援する。特に、より良い土壌栄養管理、アグロエコロジー、アグロフォレストリー、カーボンファーマリング、動物福祉に関連する活動への支援が想定される（次表参照）。加盟国は、CAP規則に定められた広範なリストの中から少なくとも2つの活動をカバーするエコスキームを盛り込まなくてはならない。

エコスキームは、CAP戦略計画で特定されたニーズに応じて、年間又は複数年のコミットメントに対し、資金を提供する。支払いにあたっては、関連するWTO規則が尊重され

ることを条件として、当該活動で生じる費用及び所得の損失に対する「補償」として設定するか、もしくは、当該活動の目標への貢献度に沿って補償を超えるものとして設定することも可能である。

表 II-1-4 エコスキームによって支援可能な農業活動リスト (案)

活動内容		a	b	c	d	e	f	g	
		気候変動緩和	気候変動適応	水質の保全・改善	土壌の劣化防止	生物多様性の保護	持続可能な農薬使用及び削減	動物福祉の充実	
EU規則に基づき	有機農業	有機農業指令((EU)2018/848)	✓	✓	✓		✓	✓	
		有機農業への転換	✓	✓	✓		✓	✓	
		有機農業の維持		✓	✓	✓	✓	✓	
		持続可能な農薬の使用に関する指令		✓	✓	✓	✓	✓	
	包括的な病害虫管理	農薬管理及び農薬非使用緩衝帯			✓		✓	✓	
		機械的雑草防除			✓		✓	✓	
		レジリエントな病害虫抵抗性作物品種及び種子利用の増加		✓					
		生物多様性を目的とした種構成のある休耕地			✓		✓	✓	
	アグロエコロジー	マメ科作物との輪作	✓	✓		✓		✓	
		混作・多作		✓		✓	✓	✓	
樹木間の被覆作物・永年作物(果樹、ブドウ、オリーブ)(コンディショナリティ以上)		✓		✓	✓	✓	✓		
コンディショナリティ以上の冬期の土壌被覆及び間作物		✓	✓	✓	✓				
低強度の牧草ベースの家畜システム		✓		✓	✓			✓	
気候変動により抵抗力のある作物/植物品種の利用			✓	✓		✓	✓		
生物多様性を目的とした永年草地の多様な種/草地(受粉、鳥類、狩猟原料)				✓	✓	✓	✓		
メタン排出削減のための稲作改善(間断灌漑技術(AWD))		✓							
有機農業規則で定められている慣行・基準			✓	✓	✓		✓		
畜産・動物福祉		飼料計画:飼料・水の適合性、入手方法、飼料および水質分析(例:ミコトキシ)、最適な飼料戦略							✓
	快適な飼育環境:1頭当たりのスペースの増加、床の改良(例:日常的に提供される糞)、自由分娩、豊かな環境の提供(例:豚のための根、止まり木、巣材等)、暑熱ストレスに対処するための遮光/スプリンクラー/換気		✓					✓	
	有機農業規則に定められた慣行及び基準							✓	
	動物の頑健性、繁殖力、寿命及び適応性を高める行動:低排出動物の繁殖、遺伝的多様性とレジリエンスの促進	✓	✓					✓	
	動物の健康及び管理計画:抗生物質を必要とする感染症のリスクを低減し、関連するすべての畜産作業をカバーする総合的な計画(例:育成ベルト間のクロールスペース、ワクチン接種及び処置、生物安全性強化、飼料添加物等)							✓	
	牧草地へのアクセスの提供と放牧動物の放牧期間の延長	✓	✓					✓	
	屋外区域への定期的なアクセスの提供及び管理							✓	
	コンディショナリティ以上の景観の確立及び維持	✓		✓	✓	✓	✓		
	景観要素の管理及び中断					✓	✓		
	生物多様性の高い森林放牧地システムの構築及び維持							✓	
その他	生物多様性を目的とした種構成のある休耕地(例:受粉、鳥、狩猟原料等)			✓		✓	✓		
	広々とした場所での牧畜、永年作物間の牧畜、移牧、一般的な放牧		✓		✓	✓	✓	✓	
	半自然的生息環境の創造と強化	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	肥料使用の削減、耕地作物の低強度管理	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	カーボンファームिंग	保全農業	✓			✓			
		湿地/泥炭地の再湿潤化、養蚕	✓			✓	✓		
		冬季の最低水位	✓		✓	✓	✓		
		農業残渣の適切な管理(埋設、残渣への播種等)	✓		✓	✓	✓		
		永年草地の造成・維持	✓		✓	✓	✓	✓	
	精密農業	永年草地の広範な利用	✓		✓	✓			
栄養素管理計画、栄養流出を最小化するための革新的アプローチの利用、栄養素吸収のための最適pH、循環農業		✓		✓	✓		✓		
投入量を減らす精密農業(肥料、水、植物保護製品等)			✓			✓	✓		
栄養管理の改善	灌漑効率の向上		✓						
	コンディショナリティ以上の硝酸塩関連措置の実施			✓	✓	✓			
水資源の保護	過剰な栄養分による水、大気、土壌の汚染を削減・防止するための措置			✓	✓	✓			
	作物の水需要の管理(水集約度の低い作物への転換、作付日の変更、灌漑スケジュールの最適化等)		✓						
土壌に有益な活動	浸食防止措置及び防風装置		✓		✓	✓			
	柵田・帯状作付けの設置・維持		✓		✓	✓			
GHG排出対策	腸内発酵による排出を減少させる飼料添加物	✓							
	肥料管理と保管の改善	✓							

(出所)欧州委員会ウェブサイトよりみずほりサーチ&テクノロジーズ作成

#### ④ 予算割当

2020年12月17日に採択された2021-2027年の多年度財政枠組み(MFF)は、全体予算としては、約1兆2,217億ユーロに加え、COVID-19からのEU復興予算である「次世代EU (Next Generation EU: NGEU)」から約8,069億ユーロ(農業分野には約81億ユーロ)が追加された(2022年4月時点)。

EU予算に占める農業支出の割合は近年、着実に減少している。CAPは、1980年初頭にはEU予算の66%を占めていたが、2014~2020年の期間では37.8%、2021~2027年の期間では31%と小さくなっている。

なお、当初の予定では、CAP戦略計画は2021年1月に開始予定であったが、英国のEU離脱やCOVID-19パンデミック等の影響により、2023年1月に実施が延期した。したがって、2021年から2022年までの2年間について、農業者への継続的な支払いを可能にする移行規制<sup>3</sup>が導入された。移行期間中の実施内容は2013年CAPに沿うものの、資金は2021年CAPの予算配賦から拠出されることになっている<sup>4</sup>。

表 II-1-5 2013年CAPと2021年CAPの予算比較

(10億ユーロ)

予算概要		2013年 MFF (2014~2020年)	2021年 MFF (2021~2027年)
①	第一の柱(直接支払い、市場対策)	312.7	290.5
②	(a)農村振興(MFF)	95.6	88.0
	(b)追加の農村振興(次世代のEU基金(NGEU)) <sup>5</sup>	-	8.1
③	CAP合計(①+②(a))	408.3	378.5
④	EU予算(NGEU除く)全体	959.5	1,221.7
⑤	EU予算(NGEU除く)に占めるCAPの割合 (③/④)	37.8%	31.0%
⑥	CAP全体(①+②)	-	386.6
⑦	MFF全体(2021年MFF+NGEU 2021-2022年)	-	2,028.6
⑧	EU予算(NGEUを含む)に占めるCAPの割合 (⑥/⑦)	-	19.0%

3 柔軟性規則(COM(2019)580final)及び移行規則(COM(2019)581final)

4 CAP transitional regulation: 2021-22. (2023, January 5). European Commission.

[https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/cap-overview/transitional-regulation\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/cap-overview/transitional-regulation_en)

5 NGEUはCOVID-19による経済的・社会的損害の復興資金としての追加的資金であり、2021年MFFの第一案が提出された2018年5月2日当時は計上されていなかった予算であるため、表中では分けて記載

2021年CAPへの配分総額は、3,866億ユーロであるが、これらが2つの基金(二つの柱)に分けられる。欧州農業保証基金(EAGF)(第一の柱)には約2,905億ユーロが割り当てられる。最大2,700億ユーロが所得支持に配分され、残りは市場支援に充てられる。なお、各国の直接支払予算の割当のうち、25%以上をエコスキームに割り当てることとなっている。

欧州農村開発農業基金(EAFRD)(第二の柱)への配分総額は約961億ユーロとなっており、これにはCOVID-19パンデミックによって引き起こされた課題に対処するための復興基金である、「次世代のEU基金(NGEU)」からの約81億ユーロが含まれている。復興基金の約30%は2021年に利用可能となっており、残りの資金も2022年内に拠出されている。なお、EAFRDの35%以上を環境・気候関連措置に対して留保し、自然又は他の地域特有の制約に関する支払いを含む(最大50%)こととされている。

なお、前述のとおり、2021-2027年MFFの最初の二年間(2021-2022年)については、2020年12月23日に採択された移行規則に定められたとおり、2013年CAP規則(2014-2020年)が引き続き適用されている。同規則は、CAP戦略計画による新たな枠組みへの円滑な移行を確保するために設置されたものである。

2021年CAP(2023-2027年)のCAP戦略計画は、2023年1月1日から実施が開始された。戦略計画は、EAGFとEAFRDの2つの基金間の柔軟性を高め、欧州グリーン・ディール、特にFarm to Fork戦略の目標を踏まえて策定されることが期待された。実際、CAP戦略計画規則の前文においても、気候関連の目標の達成にCAPの財政枠全体の40%を充てることへの期待が明記されている。

二つの柱間の移転については、加盟国が自国の優先事項に沿った政策を円滑に実施するため、所得支持と農村振興の間で最大25%までを移転することが可能である。具体的には、環境や気候に関する目標への支援、青年農業家への支援、直接支払額がEU平均を下回っている場合等、特定の目的のために追加の柔軟性を適用することが可能となる。

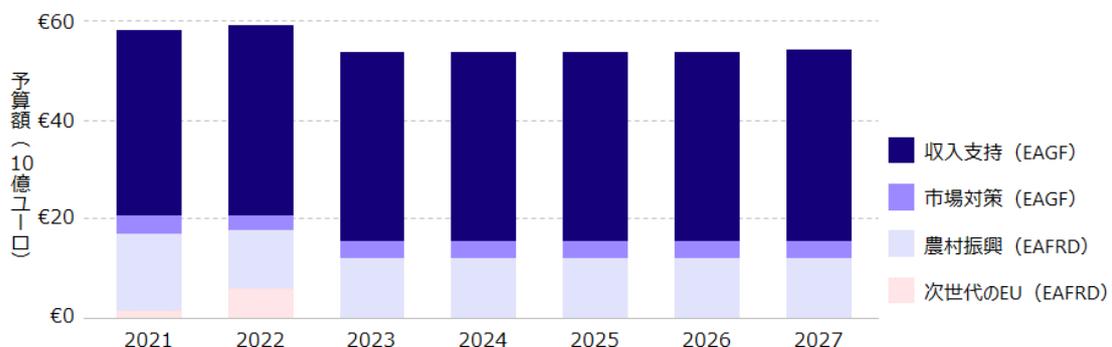


図 II-1-3 CAP 予算配分 (2021-2027年)

(出所)欧州委員会ウェブサイトよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成